

(様式3-2) 調査研究活動記録票(先進地視察又は現地調査に要する経費)

嬉野市議会議員

古川英子

実施月日	令和7年11月17日		
実施時間	14時00分～15時30分		
調査先	川崎市役所		
調査所在	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地		
調査の目的	子どもの権利に関する条例について		
調査先担当者	松井 一真課長補佐:教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課 内藤 亮介担当係長:こども未来局青少年支援室青少年育成・子どもの権利担当		
内容・結果等	<p>人口は約155万人の大都市である。当時(1998～2000年)川崎市の子どもたちに対し体罰や家庭・施設内での虐待、不登校等子どもたちが荒れていた。子どもの権利や救済システムの不十分さがあり条例の策定となった。「市民とともに市全体で・川崎に根ざしたものを」基本理念に子どもを含む市民とともに策定し、2年をかけて会議や市民集会を開催され条例を作られた。特徴として、子どもの権利条約の理念に基づく・総合条例・子どもや子どもの権利についての考え方の共有・子どもの権利保障のための仕組みづくりを行われた。条例策定後は庁内推進体制(子ども未来局の設置)、条例に基づく主な事業(子ども夢パークとの共同等)子どもの権利に関する行動計画(現在第7次計画実施中)、検証(川崎市子どもの権利委員会設置し、子どもの権利保障の状況について調査審議し答申を提出)を行っている。</p> <p>【まとめ・感想】大都市の中で子どもたちの権利に関する条例を策定された。策定当時の子どもが成人し子どもの親となって関わっている。しかし、小学生の総数は74,000人であり、現状としては全てに関わっていないと思った。</p>		
上記活動に要した経費	経費の内容	支払先	金額(円)
	旅費		
	宿泊費		
	合計		0

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること